

エントランス、廊下、エレベーターなどの

屋内の
共用部分

は禁煙

です！



健康増進法により、

- ・ 屋内の共用部分は禁煙です。
- ・ バルコニーや屋外のスペースでも、受動喫煙の防止への配慮義務があります。



東京都住宅政策本部



ひとと、くらしをあったかく。
JKK東京